第四条　免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数		教科及び教職に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	二八	二八	一二
		教科及び教科の指導法に関する科目	教職の意義及び教育に関する、幼児、児童及び生徒の発達及び学習の過程に関する、特別支援教育の意義及び教育課程の意義に関する、教育の基礎的理解に関する、教育に関する、教職						